

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法		法令の番号	平成9年法律第123号	
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可の更新		根拠条項	第94条の2	
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の2				
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第136条				
	(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）				
	(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）				
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課
			標準処理期間	30日	目次
			標準経由期間	日	NO